

第1回 滋賀県森林審議会 林政部会

日 時：令和4年3月30日（水）

13：30～14：30

場 所：滋賀県庁 新館7階 大会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 主伐・再造林に向けた地域森林計画の基準について

4 閉会

[ 13時31分 開会 ]

1 開会

○司会：本日の審議会は、委員数7名、出席委員5名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○森林政策課：

林政部会では、滋賀県にあった「主伐・再造林に向けた地域森林計画の基準について」ご意見をいただきたい。

○司会：議長は、運営要領第6条第4項に従いまして、部会長にお願いする。

○部会長：当森林審議会の公開の取扱いについて、「滋賀県森林審議会の公開の取り扱い方針」に基づき公開とする。公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

3 議事

○部会長：議事は「主伐・再造林に向けた地域森林計画の基準について」事務局から説明をお願いする。

(1) 主伐・再造林に向けた地域森林計画の基準について

○事務局：<資料に基づき事務局より説明を行う>

○部会長：事務局からの説明に対し意見、質問を受けたい。主伐・再造林は森林・林業の原点。委員の皆様はそれぞれの立場で考えがあると思うので意見または質問をお願いする。

○委員：主伐・皆伐・再造林、何年も前から早く進めていかなければと言ってきた。滋賀県は急峻な山が多いという特色があるので30°以上の山林も助成制度の対象にしていきたい。

林道もそんなに広い林道ではないので、大型車が入るようなこともなかなか難しい。滋賀県内の小規模で大きい林道幅が確保できないという場所にも対応した仕組みづくりもしていきたい。

これまで滋賀県でどれぐらいの主伐をされているのか。

○事務局：令和3年4月から第2期の琵琶湖森林づくり基本計画を発足させ、主伐・再造林は重点的なプロジェクトということで打ち出している。

いろいろな諸条件が合わさった上で、主伐・再造林の作業が前に進んでいくのだと思うが、それぞれの要素が足並みをそろえて進んでいけるよう多くの方の知恵をいただきながら進めさせていただきたい。

最近の主伐・再造林の状況だが、年ごとに違い、風倒木に対する対応など、毎年状況は違うが、過去5年での実績では、年間10haから11ha程度の主伐・再造林面積で推移している。拡大造林華やかかなりし頃は、何百ha以上の主伐・再造林がされていたが、最近はそれに比べると主伐・再造林は行われていないと言える。

○委員：主伐とか再造林に反対するわけではないが、全国的に見ると、滋賀県は条件が悪く、全国同じような基準に合わせていくと、うまくいかないのではないかと心配をします。

特に琵琶湖の周辺はゾーニングをして循環林として残したほうがいいが、先ほど言ったように資料2の地図を見させてもらうと、滋賀県で傾斜の緩い箇所はほとんど山の上ばかりで、今の状況を見ると取り合わせ道路がしっかりしていない中で平均傾斜が30°以内の緩い傾斜のところが主伐に良いというのは違うように思う。

列状間伐があんまりうまくいかないというのは、架線集材向きの体系じゃないところに列状間伐を持ってきたので、帯状の択伐や群状の択伐など、滋賀県はもっともっと独自のもっと生産性が高い効率のいいやり方をしないと、森林所有者に対して少し申し訳ないので、もっと慎重に検討を行い滋賀県独自のやり方を考えていくべき。全国ベースでやるのは、あまりにも条件が違うというのが現状と考えるため、全国基準に合わすとデメリットがあるので、逆にそれをメリットに変えるやり方をしていって、少しでも森林所有者、それから環境林に対する、切らないで残す方法を考えていったほうがいいのではないかと。

○事務局：傾斜の緩急など、シンプルな条件だけでは判断できない部分がある。特に滋賀県は琵琶湖が真ん中にあり、その周囲に急峻な山、丘陵地、複雑な地形が配置されているので、その辺の特色を把握しながらやっていくというのは相当な知恵が必要と考える。その中で、主伐・再造林を進めていく上での課題があるため、いろいろな知恵をいただきながら進めさせていただきたい。

○委員：多賀町では、5か年計画を立てて毎年最初は1ha程度、3年目から2ha程度

皆伐して植林していく計画を立てている。

最初から5ha、10haというような規模の再生林を実施することは人材の面でも困難。

○委員：再生林によってスギ・ヒノキをまた植えるのか、これまでと同じようなやり方で1ha、2haやっていったいいのか。どういう樹種を植えて、どういう目的で、どういう森をつくっていくか。また同じようにスギ・ヒノキを植えても針広混交林化に向けていくのがより良いのか、広葉樹の苗を植えて人工林としていくべきか。十分に考える必要がある。切った後は40年、50年、60年育たないので、獣害、雪害などあるのでどのようなものを植えて、どのような森林を作っていくのか。せっかく育てた森林がお金にすることができなかつたり、あと10年我慢したら針広混交林化ができるような森を今主伐・再生林で伐ってしまったら、手入れが遅れたらケヤキなど残った林群があるので、人工林のスギ・ヒノキを伐って早くそちらを混交林に誘導するなど、ゾーニングをしていかないといけないのではないか。

○事務局：滋賀県ではレーザ計測を基に森林資源や地形の情報の解析をすすめている所。そこで得られた情報を基にゾーニングを進めていく。

ゾーニングをして、循環林として成り立つ所は花粉症対策などにも留意しながらスギ・ヒノキを再生林する、循環林では成り立たないところについては針広混交林化、天然林化していく。そういったことで施業を進めていきたい。

主伐事業を行うための人材については滋賀もりづくりアカデミーで主伐をするための人材も育成していきたい。また、経営という面で見ると、それを担っていくのは森林組合の存在というのも大きいと思っているので、森林組合の経営基盤の強化も併せて進めていく必要があると認識している。

○委員：搬出がしやすい所は既に搬出されてしまって現在搬出をしている所は架線集材を行うなど大変現場では苦労がある。また、登山者がいる山で、作業道をつけて景観が悪くなるためご意見をいただく。獣害被害もある。地域の皆さんの思いを聞いて地域の方が山に関心を持っていただくなど取組が必要。

○事務局：主伐・再生林も仮に今後進めていくということにした場合、主伐・再生林の適地の基準などは、一定程度考え方を定める必要がある。実際にそこが適地であっても地域の方々が反対している場合は無理やり進めるというのではなく、地域の合意形成をした上で事業を実施していくということになる。

○部会長：有効なゾーニングをしていくということになると、それなりに土地所有者からの意欲の発掘も当然必要だが、その意欲をかき起こすための施策が必要だが県の考えは。

○事務局：今年度から琵琶湖森林づくり基本計画の第2期がスタートしました。重点的な施策として主伐・再造林の推進の方法を考えるに当たって、現場の森林所有者の、生産森林組合など現場のほうに出かけ御意見を伺ってきた。

その中で、森林所有者は、植林して育てていく保育にかかる経費や、獣害の被害への対策に対して負担感が大きい。新たに主伐・再造林を進めるに当たり、所有者の負担感を少しでも軽減できるよう施策が講じるため、国の制度を活用しながら造林、保育に関して補助や支援を検討し、さらに強力に支援できないかといったことも今現在検討しているところ。森林所有者の負担感の軽減を図れるような施策を講じていきたい。

○委員：滋賀県は小さな定性間伐のみで帯状とか小さな択伐をどうしてしないのか。全国的に取り入れられているのに滋賀県は何でそれができないのか。滋賀県としては、地形的に見たれば帯状とか小さな択伐のところが条件的にあるが、どうしてそういう施業方法を取り入れないのか。

○事務局：特に意図的に取り入れていない訳ではないとでない。そういった条件に当てはまる、あるいは施業に取り組みされる方には施業として取り入れていただきたい。意図的に県がそういうのを推奨していない訳ではない。

○委員：要綱とか補助金の中でそのような施業をすればこのような補助金額が出ますというベースをつくるべき。一つの方法ではなく、違う方法を提案しないと、森林組合や森林所有者はなかなか間口が広がらない。

○事務局：貴重な御指摘だと思います。県内の事例というのは確かに御指摘のとおり非常に少ない状況だが、他府県の事例等も踏まえ、しっかり検討していきたいと。

○部会長：今後の林政部会の開催予定の説明があったが、ゾーニングという難しい話になってくると思うが、これから回を重ねることによって少しでも実現性のあるゾーニングができるような林政部会としていきたい。

○司会：＜次回以降の審議会について説明＞

以上をもって、第1回森林審議会林政部会を終了する。

[14時31分 閉会]